

日本国憲法・教育基本法
 学校教育法・学習指導要領
 生徒指導総合計画
 県・市の指導の重点・努力点

学校・地域・児童の実態
 保護者の願い
 教師の教育理念

学校教育目標

心豊かにたくましく生きる子どもの育成
 自ら進んで学ぶ子 思いやりのある子 たくましい心と体をもつ子

教育に関する 3 つの達成目標

「規律ある態度」 3 内容 6 項目 1 2 の達成

平成 24.25 年度

- 越谷市教育委員会研究委嘱
 「生徒指導・不登校対応」小中連携
- ・積極的な生徒指導の推進
 - ・花田小・中央中連絡協議会
 - ・家庭・地域との連携
 - ・夏期休業中合同研修
 - ・授業参観等
 - ・生活規律・学習規律の連携

生徒指導のねらい

児童一人一人の個性を尊重して、児童が主体的に自己の能力や特性を生かすことができるようにするとともに、基本的な生活習慣をきちんと身につけさせ、楽しくけじめのある学校生活を送れるようにする。

留意点

- ・一人一人の児童が「自己存在感」を実感できる場の設定をすること
 - ・児童同士、教員と児童との間に「共感的人間関係」を構築すること
 - ・「自己決定」の場の適切な設定をすること
- これらの 3 つの留意点を意図的・計画的・継続的に設定する

学校全体での取り組み

- ・いじめ、不登校数前年比減
- ・問題行動の早期発見と校内生徒指導体制の充実
- ・生徒指導推進委員会を充実させ日常的な児童観察仲よしアンケート等を通して児童一人一人の理解を深める。
- ・自己指導能力の育成に向け学年・学級経営の充実を図る。
- ・基礎基本「規律ある態度」の定着に向け全職員共通理解のもと「花田小のやくそく」「学習規律」「生活目標」の徹底を図る。(目標値 85%)
- ・教育相談部、教育相談員との連携(金曜来校)
- ・いじめ防止年間 3 回アンケート実施(6.10.2 月)
- ・通学班による登下校の指導(学童との連携)

各教科

- ・わかる授業の展開
- ・基礎・基本の定着
- ・様々な学習活動を通して、望ましい人間関係を育て、個性の伸長を図る。
- ・主体的な学習の研究、推進

道徳

- ・豊かな心をもち、よりよい生活をめざして、進んで実践する子どもの育成
- ・道徳授業研究会・家庭・地域との連携

家庭・地域との連携

- ・学校行事、学年活動、学習参観、懇談会、教育相談を通して、家庭との密接な連携を図る。
- ・校外指導など、地域・家庭と協力し児童の事故防止及び非行防止にあたる。
- ・学校公開 年 1 回(11 月土曜公開 うたごえコンサート)
- ・教育相談年 3 回(6. 10. 1 月)
- ・学習参観懇談会 年 4 回(4. 7. 12. 2 月)
- ・交通安全教室 (5 月 1. 2. 3 年)
- ・非行防止教室(5 月 4. 5. 6 年)
(7 月 1. 2. 3 年)
- ・いじめ防止教室(10 月 4. 5. 6 年)
- ・薬物乱用防止教室(2 月学習参観時 6 年)

低・中・高学年の重点目標

(低学年) 学校での基本的な生活習慣を継続していこうとする態度を養う。
 (中学年) めあてを決めて生活し、力を合わせて行動する力を育てる。
 (高学年) 集団行動の中で、自ら進んで集団生活を高めていく力を育てる。

生徒指導推進委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・各学年の部員による情報交換と協議

市内小中学校生徒指導主任連絡協議会

市内生徒指導担当者による情報交換と協議

特別活動

- ・望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ・児童会活動 ① 1 年生を迎える会 ② フラワーグループ集会
③ 6 年生を送る会
- ・縦割りフラワーグループ活動(・遊び・給食交流)
- ・クラブ活動(4~6 年) ・委員会活動(5. 6 年)